

前田利家陣跡用地測量委託特記仕様書

第1章 総則

- 第1条 本特記仕様書は、「設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県国土整備部、農林水産部及び地域交流部）」以下共通仕様書といふで、前田利家陣跡用地測量委託特記仕様書に適用する。本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。
- 第2条 業務は、本仕様書並びに佐賀県立名護屋城博物館（以下、「佐賀県」といふ）の指示に基づいて実施する。
- 第3条 業務は、前田利家陣跡整備事業に伴い、前田利家陣跡の現況を示す基礎資料である用地測量を行うことを目的とする。
- 第4条 本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第2章 基本事項

- 第6条 受託者は、業務実施にあたり、関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (1) 測量法
- (2) 公共測量作業規程の準則
- (3) 佐賀県公共測量作業規程
- (4) その他関係法令等
- 第7条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に業務着手届、業務実施計画書、工程表を速やかに提出すること。
- 第8条 業務の実施に当たっては、隨時佐賀県職員が進捗を確認することとし、必要に応じて修正を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打合せ協議簿を作成し提出すること。
- 第9条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理技術者を定め、業務管理技術者届及び経歴書を提出すること。
- 2 業務管理技術者は、測量法第49条の規定に基づいて登録された測量士とする。
- 3 業務管理技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。

(再委託)

- 第10条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(精度管理)

- 第11条 受託者は、作業の全般に渡り業務の正確さを確保するために、作業規程の準則等の基準に基づく適切な精度管理を実施し、この結果に基づき精度管理表を作成すること。

(損害賠償等)

- 第12条 受託者が佐賀県並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は必要な措置を講じるとともに、佐賀県にその状況及び内容等を速やかに報告し、その対応は佐賀県の指示に従うものとする。この場合、受託者は佐賀県の責による損害を除き、生じた事故等に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受託者の責任において解決するものとする。

第3章 作業概要

第13条 業務の作業概要

- (1) 業務名 前田利家陣跡現況用地測量業務委託
- (2) 履行場所 受託者の事務所、前田利家陣跡（佐賀県唐津市鎮西町名護屋）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日
- (4) 業務内容 用地測量 $A=0.54$ 万m² （詳細は数量総括表による）

第4章 作業内容

第14条 作業内容

- (1) 現地踏査
- (2) 公図転写
- (3) 公図転写連続図作成
- (4) 復元測量
- (5) 境界確認
- (6) 土地確認書作成
- (7) 補助基準点の設置
- (8) 境界間測量
- (9) 面積計算
- (10) 用地実測図原図作成

第5章 成果品

第15条 納入する成果品等は次のとおりとする。各種データDVD等記録媒体に格納すること。

- (1) 公図等の転写図及び連続図 一式
- (2) 土地境界確認書 一式
- (3) 観測手簿及び観測計算簿等 一式
- (4) 用地実測図 一式
- (5) 面積計算書 一式
- (6) 打合せ簿 一式
- (7) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの 一式

第6章 その他

第16条 業務で生じた記録類一切の貴族及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。

第17条 現場調査にあたっては、土地、物件等に損害を与えないこととともに、民地の立ち入りにおいては、住民の感情に留意すること。